



# 和歌山県報

県 章

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料込)1か月2,200円

## 目 次

## ○ 告示

334 平成19年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(環境管理課)

335 平成19年度大気汚染監視設備保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( )

336 平成19年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(教育委員会)

337 文書等つい送業務民間委託事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(警察本部)

## ○ 公告

入札公告 (環境管理課)

" ( )

" (警察本部)

## ○ 正誤

平成19年3月13日付け和歌山県報第1841号和歌山県警察本部告示第5号中

## 告 示

## 和歌山県告示第334号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法」)という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務、数量及び契約期間

## (1) 業務及び数量

平成19年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務  
(県下12測定局及び移動測定車1台に設置している大気汚染常時監視自動測定機維持管理)

一式

## (2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び資格・許可等の状況調書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に係る未納でないことを証明する納税証明書を添付のこと(発行後3か月を経過していないもの)。
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
  - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)
  - (エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 過去2か年の間に地方公共団体との入札に係る契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類(契約書の写し)
- サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し(収集の区域が和歌山県下全域(和歌山市の区域を除く。)であって、廃酸の収集運搬が事業の範囲に含まれているものに限る。)及び同法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し(収集の区域が和歌山県下全域(和歌山市の区域を除く。)であって、廃酸の収集運搬が事業の範囲に含まれているものに限る。)
- (2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)及びこれらの用紙は、

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日（金曜日）

平成19年3月16日（金）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により(2)に掲げる日時に行うものとする。

## 3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月16日（金）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

## 4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

## 5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年3月16日現在において、次の要件を満たしている者であり、かつ、6に定める資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると認められた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 過去2か年の間に地方公共団体とこの入札に係る契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、又は履行する見込みがあること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(6) 県内業者であるか又は県外業者にあっては県内に営業所を設置し、若しくは設置を予定していること。なお、設置を予定している場合にあっては、その旨を誓約書に記載すること。

(7) 廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可（収集の区域が和歌山県下全域（和歌山市の区域を除く。）であって、廃酸の収集運搬が事業の範囲に含まれているものに限る。）及び同法第14条

の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（収集の区域が和歌山県下全域（和歌山市の区域を除く。）であって、廃酸の収集運搬が事業の範囲に含まれているものに限る。）を受けている者であること。

## 6 資格審査委員会

(1) 申請者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査するため、資格審査委員会を設置する。

(2) 資格審査委員会の組織、委員の選任、任期、審議事項その他資格審査委員会に関し必要な事項は、和歌山県環境衛生研究センター所長が別に定める。

## 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月22日（木）までに通知する。

## 和歌山県告示第335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度大気汚染監視設備保守業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 一般競争入札に付する業務、数量及び契約期間

#### (1) 業務及び数量

平成19年度大気汚染監視設備保守業務  
一式

(2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 大気汚染監視設備保守業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び資格・許可等の状況調書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に係る未納でないことを証明する納税証明書を添付のこと（発行後3か月を経過していないもの）。

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日(金曜日)

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)

- (エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 過去2か年の間に地方公共団体とこの入札に係る契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類(契約書の写し)

(2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)及びこれらの用紙は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月20日(火)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により(2)に掲げる日時に行うものとする。

## 3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月20日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

## 4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

## 5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年3月16日現在において、次の要件を満たしている者であり、かつ、6に定める資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると認められた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止され

ていない者であること。

(4) 過去2か年の間に地方公共団体とこの入札に係る契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたりて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、又は履行する見込みがあること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(6) 県内業者であるか又は県外業者にあっては県内に営業所を設置し、若しくは設置を予定していること。なお、設置を予定している場合にあっては、その旨を誓約書に記載すること。

## 6 資格審査委員会

(1) 申請者がこの一般競争入札に付する業務を履行する能力があるか否かを審査するため、資格審査委員会を設置する。

(2) 資格審査委員会の組織、委員の選任、任期、審議事項その他資格審査委員会に関し必要な事項は、和歌山県環境衛生研究センター所長が別に定める。

## 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月22日(木)までに通知する。

## 和歌山県告示第336号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成19年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 競争入札に付する業務の名称

和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務

### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 誓約書

エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

オ 使用印鑑届

カ 印鑑証明書

キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款

ク 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日(金曜日)

損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

- ケ 電気主任技術者免状の写し及び実務経歴証明書  
コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの  
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 和歌山県が課する県税全税目  
(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

(2) (1)のイ、ウ、オからクまで及びコに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月23日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

## 3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年3月19日(月)から平成19年3月26日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に4に掲げる場所で受け付ける。

## 4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3644

ファクシミリ番号 073-432-4517

## 5 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年3月1日(木)現在において、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2及び電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)に定める要件に該当する者であって、24時間対応できる体制を有するものであること。

(6) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を設置している者であること。

## 6 資格審査の結果通知等

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年4月6日(金)までに通知するとともに、資格を有すると認められた者にあっては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成19年4月11日(水)までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成19年4月20日(金)までに書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第337号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項に基づき、文書等でい送業務民間委託事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 一般競争入札に付する業務及び特質等

#### (1) 業務の名称

文書等でい送業務民間委託事業

#### (2) 業務の特質等

仕様書による。

### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(発行後3か月を経過していないもの)及び定款

ウ 印鑑証明書

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日(金曜日)

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

オ 使用印鑑届

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

キ 5の(5)、(6)及び(7)に掲げる資格を証する許可状又は認定証等の写し

ク 1か月分の勤務計画予定表

ケ 誓約書

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、オ及びクからコまでに掲げる書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月23日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面により3に掲げる日時に行うものとする。

## 3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月23日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

## 4 書類の配布及び受付場所

和歌山県警察本部警務部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

## 5 一般競争入札に参加する者の資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に定める一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であ

ること。

(6) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。

(7) 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第4条に定める公安委員会の認定を受けた者であること。

(8) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有してい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応が可能な事業者であること。

(9) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2名以上雇用している者であること。

(10) 法第2条第1項第3号に規定する業務の実績があり、かつ、過去に法による行政処分を受けていない者であること。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(12) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

## 6 資格審査の結果通知

(1) 資格審査の結果は、郵便により平成19年3月28日(水)までに通知する。

(2) (1)の説明は、平成19年3月29日(木)午後2時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月29日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入札公告

平成19年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日(金曜日)

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 事業年度及び役務番号

平成19年度環境セ管第1号

### (2) 調達役務の名称及び数量

平成19年度大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務  
(県下12測定期及び移動測定期車1台に設置している大気  
汚染常時監視自動測定機維持管理)

一式

### (3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

### (4) 調達役務の場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター

### (5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第334号に規定する平成19年度大  
気汚染常時監視自動測定機維持管理業務の一般競争入札參  
加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

### (2) 日時

平成19年3月16日(金)から平成19年3月20日(火)ま  
での土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時ま  
で

## 4 仕様書を交付する場所及び日時

### (1) 仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)を交 付する場所及び期間は、次のとおりとする。

#### ア 場所

3の(1)と同じ。

#### イ 期間

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問があ  
る者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対  
して平成19年3月22日(木)午後4時までに書面(ファク  
シミリを含む。)により行うものとする。回答は、平成  
19年3月23日(金)までに、軽微な質疑内容の場合は質  
疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文  
書により行い、その回答は、仕様書に優先する。

## 5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおり  
とする。

#### ア 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

#### イ 日時

平成19年3月23日(金)午前9時から午後5時まで

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問  
がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理  
課に対して平成19年3月26日(月)午後4時までに書面  
(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は、平成19年3月27日(火)までに、軽微な質疑内容の  
場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、入札説明書  
に優先する。

## 6 資料配付の場所及び日時

### (1) 場所

5の(1)アと同じ。

### (2) 日時

5の(1)イと同じ。

## 7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおり  
とする。

#### ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター研修室

#### イ 入札日時

平成19年3月30日(金)午前10時00分から

#### ウ 開札場所

アに同じ。

#### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本  
県より競争入札の参加資格があることを確認された旨  
の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便  
により競争入札の参加資格があることを確認された旨  
の通知書の写しを同封の上、平成19年3月30日(金)午  
前9時00分までに和歌山県環境衛生研究センター総務管  
理課に必着するように行わなければならない。

## 8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に當  
該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金  
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日（金曜日）

てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者とした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

### (1) 名称

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

### (2) 所在地

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

## 入札公告

平成19年度大気汚染監視設備保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度及び役務番号

平成19年度環境セ管第2号

#### (2) 調達役務の名称及び数量

平成19年度大気汚染監視設備保守業務  
一式

#### (3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

#### (4) 調達役務の場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号  
和歌山県環境衛生研究センター

#### (5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第335号に規定する平成19年度大気汚染監視設備保守業務の一般競争入札参加資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

#### (2) 日時

平成19年3月16日（金）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

### 4 仕様書を交付する場所及び日時

(1) 仕様書（図面を除く。ただし、図面のコピー可）を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

#### ア 場所

3の(1)と同じ。

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日（金曜日）

## イ 期間

3の（2）と同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年3月22日（木）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成19年3月23日（金）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、仕様書に優先する。

## 5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

### ア 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

### イ 日時

平成19年3月23日（金）午前9時から午後5時まで

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年3月26日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成19年3月27日（火）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により行い、その回答は、入札説明書に優先する。

## 6 資料配付の場所及び日時

### (1) 場所

5の（1）アに同じ。

### (2) 日時

5の（1）イに同じ。

## 7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

### ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター研修室

### イ 入札日時

平成19年3月30日（金）午前11時00分から

### ウ 開札場所

アに同じ。

### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年3月30日（金）午前9時00分までに和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に必着するように行わなければならない。

## 8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加でき

平成19年3月16日（金曜日）

ないものとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## (1) 名称

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

## (2) 所在地

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

## 入札公告

文書等で送業務民間委託事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 事業年度 平成19年度

## (2) 業務の名称

文書等で送業務民間委託事業

## (3) 業務の内容

仕様書による。

## (5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第337号に規定する文書等で送業務民間委託事業の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通1丁目1番地の1

和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

## (2) 期間

平成19年3月16日（金）から平成19年3月23日（金）ま

での和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある方は、警務課に対して平成19年3月23日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通1丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

## イ 入札日時

平成19年3月30日（金）午後1時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山

# 和歌山県報 号外

平成19年3月16日(金曜日)

県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点での掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結における議会の議決の要否

否

## 13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

## 14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

### (1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

## 正 誤

## 正 誤

平成19年3月13日付け和歌山県報第1841号和歌山県警察本部告示第5号中

ページ	段	行目	誤	正
9	左	下から9行目	(9) 及び (10)	(9)